資料1

議　　第　　１６４　　号
令和　４　年　９　月　５　日提出

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和４１年条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法」を削り、「（以下「職員」という。）」を「及び同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）」に改める。

第１７条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第１項中「地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員に対

するこの条例による改正後の熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定の適用については、同条例第２条第１項中「及び同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「、同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」と、同条例第１７条第１項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」とする。

（提出理由）

　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

　これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和４１年条例第５０号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第１条　略	第１条　略
（給与の種類）	（給与の種類）
第２条　企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項の会計年度任用職員及び同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手当とする。	第２条　企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第２２条の２第１項の会計年度任用職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手当とする。
(1)　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当	(1)　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当
(2)　フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。以下同じ。）　地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当	(2)　フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。以下同じ。）　地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当
(3)　パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員をいう。以下同じ。）　地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当	(3)　パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員をいう。以下同じ。）　地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当
２　略	２　略
第３条～第４条　略	第３条～第４条　略
（扶養手当）	（扶養手当）
第５条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号）別表第２に定める職務の級の８級に相当するものである職員として管理者が定める職員に対しては、支給しない。	第５条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号）別表第２に定める職務の級の８級に相当するものである職員として管理者が定める職員に対しては、支給しない。
２　略	２　略

改正後（案）	現行
第５条の２　略	第５条の２　略
（住居手当）	（住居手当）
第５条の３　住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員その他管理者が定める職員に対して支給する。	第５条の３　住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員その他管理者が定める職員に対して支給する。
第６条～第16条　略	第６条～第16条　略
（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）	（再任用職員等についての適用除外）
第17条　第５条、第５条の３及び第１４条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第17条　第５条、第５条の３及び第１４条の規定は、地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員には適用しない。
２　略	２　略
第17条の２～第18条　略	第17条の２～第18条　略
附　則	附　則
略	略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定の適用については、同条例第２条第１項中「及び同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「、同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」と、同条例第１７条第１項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」とする。

議案説明資料

職員の定年引上げについて

上下水道局
総務課

１　定年引上げの概要

○　令和５年度から、職員の定年を６０歳から６５歳まで２年に１歳ずつ段階的に引上げ

○　６０歳到達の翌年度以降、定年までの間の給料月額は、６０歳時の給料月額の７割水準に設定

○　組織活力を維持するため、役職定年制を導入し、　６０歳到達の翌年度以降、管理職は、主幹級の職に異動

○　６０歳到達の翌年度以降、定年前に退職した職員について、定年に達するまで短時間勤務の職に採用することができる「定年前再任用短時間勤務制」を導入（現行の再任用制度は、定年の段階的な引上げが完了する令和１３年度（2031年度）まで「暫定再任用制度」として継続）

２　上下水道局における条例改正内容

「熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」において定められている再任用職員に関する規定（「給与の種類」及び「手当の適用除外」についての規定）について、定年前再任用短時間勤務職員に関する規定とする文言整備を行うもの。

⇒　令和１３年度（2031年度）までは暫定再任用職員にも適用される旨の経過措置も定める。

３【参考】市長事務部局における条例改正（総務委員会）

（１）熊本市職員の定年等に関する条例　*⇒上下水道局にも自動的に適用*
・定年年齢の引上げ、役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制の導入　等

（２）熊本市一般職の職員の給与に関する条例　*⇒上下水道局においては規程を改正*
・６０歳到達の翌年度以降、定年までの間の給料月額は、６０歳時の給料月額の７割水準に設定　等

（３）熊本市職員の退職手当に関する条例　*⇒上下水道局にも自動的に適用*
・６０歳に達した日以後に退職した職員への退職手当について、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、「自己都合」を理由とする退職よりも支給率の高い「定年」を理由とする退職と同様の支給率とする旨を新たに規定　等

（４）熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例　*⇒上下水道局においては規程を改正*
・現行の再任用制度の廃止及び新たな定年前再任用短時間勤務職員の導入に伴い、「再任用職員」「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改正　等

（５）熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例　*⇒上下水道局は対応不要（労働基準法が適用されるため）*
・６０歳到達の翌年度に、給料月額が６０歳時の給料月額の７割水準となった際、６０歳到達年度と６１歳到達年度をまたぐ懲戒減給処分における６１歳到達年度の取扱いは、給料７割後の給料月額の１０分の１（管理職手当受給職員は５分の１）を上限として設定　等

（６）外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
（７）公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例
⇒上下水道局にも自動的に適用
・欠員補充困難等の理由により、役職定年制において降任しない６０歳超の管理職は、派遣対象から除外する旨を新たに規定　等